

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 29 日

埼玉県公安委員会委員長 武 田 ち あ き

埼玉県公安委員会規則第 7 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第26条第11項中「免許証等を亡失し、若しくは滅失し又は」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。